○　その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が 3,000 万円を超える場合には、この報告書をその年の翌年３月 15 日（その年分の確定申告期限）までに提出しなければならないことになっています。

○　この報告書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記入及び②報告をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。